

都市づくり支援事業普及啓発活動に関する要綱

(令和 7 年 3 月 18 日都市づくり公社要綱第 261 号)

公益財団法人東京都都市づくり公社都市づくり支援事業普及啓発活動に関する要綱を次のように定める。

公益財団法人東京都都市づくり公社都市づくり支援事業普及啓発活動に関する要綱

(目的)

第 1 条 本要綱は、都民に対して、都市づくりの重要性を広く PR することを目的として、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が、普及啓発活動（以下「活動」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(活動の内容)

第 2 条 公社が行う活動の内容は、東京の都市づくりに関する、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研修会・講習会・講座・相談会
- (2) 出前授業
- (3) 工事・施設の見学会
- 2 他団体が主催するイベントへの参加
- 3 その他、都市づくりに寄与する活動

(実施の決定)

第 3 条 前条の実施にあたっては、公益事業課が企画立案し、事業企画部長の決裁により実施するものとする。ただし、都市づくりに関連した新たな活動を実施する場合については、都市づくり支援事業企画立案委員会（以下「委員会」）で審議するものとする。

(実施の手続き)

第 4 条 公社が、第 2 条の活動を自ら実施する場合には、その開催に必要な契約手続きを行うものとする。

- 2 公社は、他団体が主催するイベントへ参加する場合には、必要に応じて、相手方に対し申込みを行い、またその内容に応じ、契約等を締結するものとする。
- 3 公社は、前号の契約等で規定した内容を変更する必要がある場合は、相手方と協議のうえ、それを変更するものとする。
- 4 公社は、第 1 項及び第 2 項で締結された契約等もしくは公社諸規定に基づき、必要な金

額を相手方に支払うものとする。

(活動の中止)

第5条 天災その他やむを得ない事情等により、活動を継続することが困難となった場合は、相手方と協議のうえ、中止する。

(安全管理対策)

第6条 公社は、活動にかかる現場等の危険箇所を予め把握し、参加者の安全確保に努め、参加者に対しては、次に掲げる事項を守るよう義務付けるものとする。

- (1) 施設、設備、展示品を破壊し、又は汚損しないこと。
- (2) 指定場所以外立ち入らないこと。
- (3) その他公社が指示する事項を遵守すること。

2 公社は、活動にかかり必要に応じ、その参加者を対象に事前に保険を付保するものとする。

(個人情報)

第7条 公社は、各事業の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(実施活動の公表)

第8条 公社は、活動が終了したときは、公社のホームページ等を通して、その成果を公表するものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項は、別途公社が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。